

Webサイト運営のリスク回避!

デジタルコンプライアンス 対策

P.03

GDPR、CCPA、
ウェブアクセシビリティ
Webサイトの
リスク管理
できてますか?



押さえておきたい
バイリンガル教育のカギ

P.10

知っとく法律

カリフォルニア州消費者プライバシー法
(CCPA)施行へのカウントダウン

P.09

世界遺産を歩く

グレート・スモーキー
山脈国立公園

P.8

フランク・ロイド・ライトの
20世紀建築作品群

P.15

3 FEATURE STORY

Webサイトの運営のリスク回避!

デジタル
コンプライアンス
対策

8 世界遺産を歩く 齋藤春菜

グレート・スモーキー山脈国立公園



9 知っとく法律 ミチコ・ノーウィツキ

カリフォルニア州消費者プライバシー法(CCPA)
施行へのカウントダウン

10 FEATURE STORY

押さえておきたい

バイリンガル教育
のカギ

15 世界遺産を歩く 齋藤春菜

フランク・ロイド・ライトの20世紀建築作品群



16 知っとく法律 ミチコ・ノーウィツキ

ついに摘発! アメリカでの出産は違法!?



発行元：株式会社システムサポート

編集・制作：吉田沙織、齋藤春菜、柴田早央里、森原潔

Web サイト運営のリスク回避！ デジタルコンプライアンス対策

今となってはビジネスや情報発信に欠かせないツールとなっているウェブサイト。デジタルが人々に及ぼす影響の重要性がここ数年で見直され、EUに続き、2020年1月にはカリフォルニア州で最新の個人情報に関する法律が施行される。ウェブサイトを運営する人なら必ず注意しなければいけないデジタルコンプライアンスについて、専門家が詳しく解説する。

本特集は一般的なケースの情報提供を目的としたものです。特定事例における法的アドバイスが必要な場合は、専門家に相談してください。

GDPR

GENERAL DATA PROTECTION REGULATION

EUが定める個人データに関する法律

EUが定めるGDPRとは、正式名称を「General Data Protection Regulation (EU一般データ保護規則)」といい、2018年5月25日に発効したものだ。それ以前の法律に代わり、EUにおける個人データ保護のための新たな法的な枠組みとなりました。データの対象となる個人に対し新たな権利を与え、事業者にも多くの義務を課し、違反にはこれまで以上に多額の制裁金が課されます。

GDPRは、次の2つの条件を適用の対象とします。

- (1) EU加盟国内に拠点を有し、「個人データ」を「処理」する者
- (2) EU加盟国内に拠点を有さずとも、EU市民の「個人データ」を「ターゲット」にしたり、これを「モニター」「処理」したりする者

「個人データ」とは、特定された、または特定されうる自然人に関するあらゆる情報(連絡先情報や生年月日など)をいい、「処理」は個人データに対して行われる作業(データの収集、保管、第三者への移転など)をいいます。EU以外の地域に事業拠点を置く日系企業はGDPRとは無関係かといえば、そうではありません。EUの

消費者をターゲットとしている、EU市民をモニタリングしている、またはEUの消費者に有償・無償を問わず商品・サービスを提供している場合、EU域外に拠点を有する事業者もGDPRの適用対象となります。

GDPR上の義務は、個人データをどのように使用するのかを決定する「管理者」および、管理者のために個人データの処理を行う「処理者」に課せられ、義務違反は深刻な結果となり得ます。重大な義務違反の場合には、2000万ユーロ以下、または前会計年度の全世界売上高の4%以下のいずれか高額なほうを制裁金として課される場合があります。事業者にとってデータの保護は極めて重要で、企業が優先的に対応すべき課題なのです。

大企業も陥る訴訟事例

効力発生後まだ18カ月のため、GDPRの執行には未知数な部分があります。ただ、大量の個人データの流失に関わる事案に対しては、極めて高額な制裁金が課される傾向にあると言えるでしょう。

約50万人の顧客データが流失したBritish Airwaysの事案では、イギリスの規制当局が2億米ドルを超える制裁金を課す方針を出しました。これは、British Airwaysの全世界年間売上高の約1.5%に相当します。また、約3億人の顧客データが流失したマリOTTホテルに対してイギリスの規制当局は1億米ドルを超える制裁金を課すとしており、これは同ホテルチェーンの全世界年間売上高の約3%に相当します。2019年1月には、フランス規制当局がGoogleに対し、透明性原則違反およびユーザーから十分な同意を得ていなかったとして、5000万ユーロの制裁金を課しました。

リスク回避のため 会社としての対策は入念に

規制当局からの制裁金や個人からの民事訴訟のリスクを減らすため、会社は特に以下の点に注意しましょう。

個人データ処理時には、法的根拠を確認し記録を残す

個人データを適法に処理するために管理者が考える必要があるのが、個人データ処理の「法的根拠」です。GDPRはこの



法的根拠について、6項目を定めています。たとえば、個人データの対象者がその処理に対して同意した、データ対象者が契約当事者である契約の履行に当該データ処理が必要である、などです。どのような法的根拠があるかは対象となるデータ処理の性質によりますが、これを確認し、記録として残すべきです。

プライバシー通知の作成

会社は社内および社外に向け、詳細なプライバシー通知を定め、データ対象者（ウェブサイトへの訪問者や従業員等）に対し、一定の事項を伝えなければなりません。これには、管理者の名称および連絡先詳細、収集する個人データのカテゴリ、個人データを収集する理由と処理の方法、データ対象者の権利とその行使方法を含みます。



個人の権利

GDPRは個人に対し、みずからのデータについて、アクセス、訂正、消去、処理を制限、処理への異議、データの受領

等の権利を与えています。会社は、データ対象者からのこれらの権利行使のリクエストに適切に応じる内部体制を整えなければなりません。

セキュリティポリシーと処理

GDPRは個人データ保護を求めているため、個人データを管理、処理する会社は、技術的・組織的に内部監査をしてセキュリティを確保しなければなりません。

個人データ侵害の通知

個人データの侵害があった場合、管理者は一定の期間内にEU規制当局および影響を受ける個人に対し通知をしなければなりません。日系企業も、このルールを遵守できるようデータ侵害ポリシーを制定・改定する必要があります。

代理人の選任

EU域内に拠点を有していないが、個人データ処理についてGDPRの適用を受ける会社は、EU域内の代理人を選任する必要があります。この任命を怠った場合にはGDPR違反となります。

データ保護責任者の選任

一定の状況において、管理者および処理者はデータ保護責任者を選任する必要があります。日系企業もその必要性の有無を判断し、必要な場合にはかかる責任者の職務を定めなければなりません。

■ 業務委託契約の見直し

自社のサービス提供の一部・全部を第三者に委託し、個人データが当該第三者との間で共有される場合には、日系企業を含む個人データの管理者はその業務委託契約を見直し、第三者のGDPR上の義務を定めなければなりません。

■ 立証責任

個人データ管理者は、①データマップ

の作成(処理される個人データのカテゴリ、依拠する法的根拠、処理の目的ならびにデータ受領者の氏名および所在地をマッピングするもの)、②データ処理による影響を評価するためのデータ保護影響評価の実施、ならびに③すべてのデータ処理におけるプライバシー設定で「バイ・デザイン」および「バイ・デフォルト」の実施を含め、GDPR遵守の立証責任を負います。

取材協力

スティーブ・ファーマー
ピルズベリー法律事務所(ロンドン) パートナー。テクノロジー企業を中心に、知的財産権やプライバシー法の観点から、多様な取り引きでコンプライアンスのアドバイスを。グローバル・データ・レビュー誌が「40歳以下の世界トップ40人の弁護士」に選出。日本語連絡先:ピルズベリー法律事務所(ニューヨーク) パートナー 奈良房永
<https://japanese.pillsburylaw.com>

ウェブアクセシビリティの向上

IMPROVED WEB ACCESSIBILITY

障害者用のパーキングスポットや車椅子用に広々としたトイレ、エレベーターや坂状の入口など、現在のアメリカでは障害者も生活しやすい環境を作るための法律が厳しく定められています。1990年にADA(The Americans with Disabilities Act)が認められ、すべてのビジネスはこのルールに従うことが義務化されました。そのルールが最近ではWeb上でも課されるようになり、訴訟問題が増加しています。ウェブアクセシビリティに関する訴訟は2018年には2258件にも及び、前年の約3倍にも増えました。

レストランのHootersはWebサイトがスクリーンリーダーに対応しておらずに起訴され、Domino's Pizzaも同様にAppがスクリーンリーダーに対応しておらず起訴されました。スクリーンリーダーとは、目の不自由な方がパソコンやモバイルデバイス进行操作するために使用するプログラムの総称です。ユーザーは、音声でテキストを読み上げることでコンテンツ内容を把握できます。そのほかにもBURGER KING®やNike、Rolex、Cricket Wireless、Glossierなどもターゲットの対象となりました。歌手Beyoncéの公式サイト上でも、画像の説明が不十分と訴えられた事例があります。訴訟の対象は大手だけではなく、十分な対策を講じていない中小企業もターゲットになり得ます。

では、どのような対策が必要なのでしょう。たとえば、目の不自由な方でもスクリーンリーダーでコンテンツを読めるようにする、画像にはaltタグを入れて画像説明をつける、動画には読み上げ可能なキャプションをつける。色覚障害の方も見やすいように色のコントラストをハッキリする、文字を大きくした時にレイアウトが崩れない、などがあります。W3CのWebサイト(<https://www.w3.org/WAI/>)に細かくガイドラインが書かれています。

オンライン上では無料でチェックできるツールもありますが、弁護



士事務所やWeb制作会社、ウェブアクセシビリティを専門とする会社のサービスも最近では増えてきています。サービスによって金額はさまざま、専門会社だと、Webサイトのチェックだけで7000ドルから、会社によっては1万5000ドルからという所もありました。チェックだけでは当然改善されないで、レポート内容に応じてWebサイトを変更する必要があります。その費用はボリュームや変更内容によって異なり、1000~5万ドルまでさまざまです。一方、AIによるチェックを365ドルから行う所もあります。マニュアルチェックと比較すると信憑性がないという意見もありますが、何もしないよりはベターという考えのようです。

執筆

Miko

2001年株式会社グラフネットワーク設立。これまで手がけたWebサイトは1000以上。ロサンゼルスでは、Web制作業務のほか飲食店の経営やプロデュースなどを経験。現在は企業や飲食店のバックエンドシステムの構築、従業員オンライン教育ツール、アプリの開発など要望に応じて提供。

<http://www.graphnetwork.com>

2020年1月、カリフォルニア州では住民のプライバシーと消費者保護を目的とした新たな法律が発効する。この法律の施行後、どんなリスクが発生するのか、企業としてどのような対応が必要となるのか、まだ見ぬ未来を予想して、想定されるケースを物語仕立てで分かりやすく紹介。

カリフォルニアに住む井上は、いつものようにオフィスに向かう。6年前に立ち上げた新規事業はやっと軌道に乗り、黒字化への目処が立っていた。アメリカで成功すればいいよ本社に凱旋帰国か。自然とニヤニヤしてしまう、気分がいい朝だった。

「そのほかに報告はありますか?」。いつもの報告会の際、現地採用で総務を任せている佐藤が手を上げた。「先日届いたカリフォルニア州当局からの手紙ですが、弁護士に相談したところ、対応が必要なので会議を設定したいとのことでした。早速、来週にも会いたいそうです」。アメリカに赴任する前のフィリピンでも労働組合から訴えられ騒がれたが、総務にトラブル対応案件として一任して、結局は本社に報告することもなく事なきを得た。今回もそうなるだろうと井上は思っていた。「佐藤さん、うちの会社は大きいけれど、アメリカの新規事業は独立採算でやっている。売上が伸びる投資はしたいけど、バックオフィスは必要最低限でお願いしますね。まだできて数年の日本から進出してきたうちに当局が手紙と言っても、何かの勘違いかもしれないし」。露骨には言いたくないが、単黒が射程距離に入っている今、とにかく売上に注力した大事な時ということ、バックオフィスにも分かってほしいという思いをこめて言った。「今回は『CCPA』という新しいプライバシー対応なので……」と佐藤。プライバシー対応? 数年前に本社がコンサルに莫

大な費用をかけて、今では誰も使わないようなシステムを導入して、結局目に見える効果はPマークの取得だけだったことを思い出した。「プライバシー対応って言っても本社はPマークも取っているし、数年前もGDPR対応で大きなプロジェクトを完了したばかりです」。うちはちゃんとプライバシー対応をしているし、とにかく安く、営業の時間を取らないで適当に対応してくれ、とは言えるわけもなく、「具体的な提案をしてください」と伝えた。

数日後のある日、「なんだこれ?」と思わず声を荒げた。メールで転送されて来たの

はちょっとした車か買えるような法律事務所からの請求書と、プロジェクトの概算として数千万円の提案だった。佐藤に任せてもらえない、危機感を持った井上は弁護士になった大学時代の旧友にメールをした。“ビジネスの話が分かる弁護士が必要だけど、カリフォルニアに誰がいる? 大手に行ったらとんでもない請求書が来て、具体的に何をしたいか分からない”。そんなメールにすぐに返事があった。“大手企業と一緒にだよ。細分化されているから一貫して分かる人を探すなら、自分のビジネスを理解してくれる弁護士を探さない。一人紹介するから話をしてみてくれ”。頼もしい返事が来た。

紹介された弁護士はサラリーマン

経験もあり、ITの知見もあるとのことだったので興味本位で会いに行った。「早速ですがご相談があります。カリフォルニア州当局から、あるオンライン販売の顧客の情報開示要求に応えなかったことに関して質問状が来ています。大手事務所に相談するとかかなり大きな予算のプロジェクトが必要だと言われ、どうすればいいか分かりません。本社ではGDPR対応もしておりPマークも取得しているのですが、CCPA対応と言われても具体的に何をすればいいのでしょうか?」。井上は不安を一気に吐き出した。「なるほど、プライバシー、GDPR、CCPA、個人情報、いろんな言葉が出てきて困惑されますね。ジョージ・オーウェルは好きですか?」「『動物農場』のですか?」「そうです、『1984年』という本も書いています。その本には政府がありとあらゆる情報を手に入れ、国民を監視する世界が描かれています」。一体それがどう関係するのだろうか。

Gmailにログインをして、いつものメールにどのくらい時間を使い、その後

に何を検索してGoogle Mapでどこに行ったか。そこでAppleが信用調査をしたクレジットカードを使って何を買って、食べた写真をFacebookで誰にどんなメッセージとともに送ったか。その夜Amazonで何を買ったのか。今の時代、これらのデータは分析可能な状態で保管





され、使われている。過去のデータから便利なリコメンテーション機能を使うこと

により煩わしい日常から解放される、それこそGAFA(Google、Apple、Facebook、Amazon)が実現する世界なのではないだろうか？ 新規事業をするにあたり、GAFAを目指せ、ユニコーンだAIだと言っているが、その先にある世界の何が問題なんだろう。

「過去の行動履歴と住んでいる場所、年齢などから、GAFAが代表する私企業にとって最適化した選択肢のみをあなたに提供する世界は、とすればGAFAにとって都合のよい世界ではないでしょうか？ 人間は目の前にぶら下がった選択肢の中だけで生きる動物になってしまいます。そんな世界において、人間の尊厳はどうなるんでしょう？」と弁護士は言う。

ふと娘を思った。元気な娘の成長の記録はGoogle Photoにバックアップされ、



Amazonで年齢に応じたオーダーがされ、Facebookで親族にイベントごとにメッセージを送り、AppleのiPadでゲームをする。彼女が成人した時に、過去の行動履歴から私企業が考える最適な選択肢として何をかうか、どんな教育を受けるか、何を仕事として誰と結婚し、どんな家に住み、どんなところに休暇に行き……身の丈に合った選択肢だけを安易に提供されて、自

分の可能性は目の前のリコメンテーションから選ぶ。「誰かが一方的に決めた、身の丈にあった選択肢だけなんて、未来じゃない！」井上は思わず叫んでいた。

弁護士は続ける。「プライバシーとは、情報を管理する権利です。自己の情報がどんな形で保管されているか知る権利、削除する権利、利用制限をかける権利、アクセスする権利、サービスの平等な提供を受ける権利。それらをヨーロッパが制度化したものがGDPR、カリフォルニア州が制度化したものがCCPA(California Consumer Privacy Act)です。現在、包括的なプライバシー法を制度化したのはEUが最初ですが、米国においても連邦政府による法律ができる前に、それぞれの州が独自の対応をしている状態です」。なるほど、まだどこがどのような規制を作ってくるのか、分からない状態ということか。



「カリフォルニア州民に対して一定数以上の個人情報(5万人分)を取得、もしくは利用するビジネスで一定の売上(2500万ドル)を行う場合はCCPAの対象になります。個人情報の定義が非常に広く、特定の消費者もしくは家庭を直接もしくは間接的に特定、関連、説明することが可能、または合理的に結ぶことができる情報と定義されています」。呪文のような文言に圧倒されたが、



思っていたよりも遥かに広い定義だという点は理解した。売上は残念ながら達していないので、問題はない。個人情報、オンラインストアで登録しているユーザーがいる。ここ3年で考えると年間1万6700件、月間1400件、1日50件。最近の売上の伸びを見ると、ここが引かかることになる。

「大丈夫です、データを愚直に集めていけばいいのです。どんなデータがどこで、どうやって入ってきて、どのように処理されているか、一つずつ追っていけば御社の状況が分かります。状況が分かったら、本当に必要な情報がどうか吟味していくんです。業務改善だと思ってください」。業務改善。聞き慣れた言葉に井上は安心した。そうか、コンプライアンスだ、バックオフィスだと思うからやる気が起こらないのであって、業務改善として考えるとむしろ得意領域だ。「分かりました、では法務の人間を担当にすぐにプロジェクトを開始します」。井上は意気揚々と言った。「いや、法務の人間はやめてください」。なぜ？ そんな表情をする井上に弁護士は言った。「法務ではなく、業務の人を担当にしてください。すべての法務判断はビジネス判断です」。

執筆

吉田 大

GE、BLACKROCK、SONYでの業務改善、エンジニア、弁護士を経てブラックベルトリーガル弁護士法人を設立。オイシックスによる米国企業買収、スタートアップやVCへの出資案件、訴訟対応を含め活躍。エンジェル投資やシリコンバレーのスタートアップの日本進出も実施。カリフォルニア在住11年。

<http://blackbeltlegal.com>



霧立ち込める原生林

グレート・スモーキー山脈 国立公園

ノースカロライナ・テネシー州

世界遺産とは●地球の生成と人類の歴史によって生み出され、未来へと受け継がれるべき人類共通の宝物としてユネスコの世界遺産条約に基づき登録された遺産。1972年のユネスコ総会で条約が採択され、1978年に第1号が選出された。2019年7月現在、167カ国で1121件(文化遺産869件、自然遺産213件、複合遺産39件)が登録されている。

アメリカの東部、ノースカロライナ州とテネシー州にまたがるグレート・スモーキー山脈国立公園は、手つかずの原生林が今なお残る広大な森林地帯。木々から発せられる蒸気によってしばしば森が霧で覆われることから、この名称がついたのだそう。太古から形成されてきた神秘的な光景は格別で、アメリカの国立公園で年間最大の来訪者数を誇る。

園内には、標高6000フィートを超す山が16峰もある。高低差875~6643フィートという変化に富んだ地形が、世界的に見ても非常に稀な生物の多様性を生み出した。約52万エーカーという東京都とほぼ同じ広大な敷地の95パーセントは、手つかずの自然が保持されている。1983年、世界自然遺産に登録された際にもっとも評価を受けたのは、生物学的な価値。ここには約6000万年前の植物群が今も自生しており、現在に至るまでの植物の進化の過程を知るうえで重要な見本とされている。また、高低差による多様な温度帯は固有種を含む3500種以上の植物を育み、その数はヨーロッパに生息する木々の数に匹



上/グレート・スモーキーは、北米大陸でもっとも大きな原生林を有する森のひとつ 左下/園内には清らかな川や滝が点在 右下/ブラックベアの生息密度が高いことでも知られる ©Gary Carter

敵するほど。絶滅危惧種に指定された生物も敷地内で多く確認されており、サンショウウオもその一種だ。ここでは世界でもっとも多い30種のサンショウウオが見られ、「サンショウウオの首都」ともいわれている。

さまざまな表情を見せる大自然

公園には、テネシー州のガトリンバークとタウンセンド、ノースカロライナ州のチェロキーから入ることができる。タウンセンドの入口付近、公園の西側にあるケイズコープという谷は、野生動物を観察できるスポット。エルクやブラックベア、コヨーテなど、さまざまな動物にめぐり会えるチャンスだ。谷をくねくねと横切る11マイルのループロードでは、美しい山脈を眺めながらドライブも楽しめる。ガトリンバークから入ると、周辺には滝が多く点在している。約80フィートの高さから流れるローレル滝や、晴れた午後には滝のミストが作り出す虹が見られるレインボー滝などがあり、ハイキングしながらの散策がおすすめ。

公園の中央を縦断し、ガトリンバークと

チェロキーを結ぶニューファウンド・ギャップロードはドライブに最適だ。途中、標高約5000フィートの高さから谷を一望できるビューポイント、ニューファウンド・ギャップもお見逃しなく。そこから南西へと続く道の先には、園内最高峰のクリングマンズ・ドームがある。時間に余裕があれば、公園の東側、カタルーチー・バレーにも足を伸ばそう。この辺りにはかつて生活を営んでいた人々の文化遺産が残っているほか、野生動物の遭遇率も高いといわれている。

5月末~6月末には幾重にも折り重なるホタルの光を、秋には赤や黄、ゴールドに染まる紅葉を見られるグレート・スモーキー山脈国立公園。どの季節に訪れても、変化に富んだ表情を見せてくれるだろう。

遺産プロフィール
グレート・スモーキー山脈国立公園
Great Smoky Mountains National Park
登録年 1983年
遺産種別 世界自然遺産
<https://www.nps.gov/grsm/index.htm>

文/齋藤春菜 ●物流会社で営業職、出版社で旅行雑誌の編集職を経て渡米。思い立ったら国内外を問わずふらりと旅に出ては、その地の文化や人々、景色を写真に収めて歩く。世界遺産検定1級所持。

カリフォルニア州消費者プライバシー法 (CCPA) 施行へのカウントダウン

ピルズベリー法律事務所

キャサリン・D・マイヤー
奈良房永

2020年1月1日に発効するカリフォルニア州消費者プライバシー法 (CCPA=California Consumer Privacy Act) では、個人情報に関して消費者に5つの新たな権利が付与されます。

1. 収集した個人情報のカテゴリ、情報源、情報の用途および収集した情報の開示先等、企業のデータ収集の運用について知る権利

2. 消費者による請求から過去12カ月の間にその消費者について収集した具体的な個人情報のコピーを受け取る権利

3. かかる情報を削除してもらふ権利(例外あり)

4. 企業のデータ売却の運用について知り、その消費者の個人情報を第三者に売却しないよう求める権利

5. 消費者らがCCPAにより付与された新たな権利を行使したことに基づいて差別されない権利

消費者とは対象企業と何らかの関係にある必要はなく、あらゆるカリフォルニア州の住民を指します。適用の対象となるのは、①カリフォルニア州であるいはカリフォルニア州に商品またはサービスを販売・提供して年間の総収入2500万米ドルをあげている、または②カリフォルニア州の住民の個人情報の収集もしくは売却について一定の要件を満たす営利目的企業です。対象企業は、自社のプライバシーポリシーにおける開示を拡張し、かつ毎年更新すること、請求があれば45日以内に消費者に対して本人確認のうえ情報開示を行うこと、請求に応じて個人情報を削除・売却・停止することといった義務もたらされます(例外あり)。

企業がプライバシーポリシーに基づいて、および請求があった場合に行う情報開示の対象には、過去12カ月の間に収集された個人情報のカテゴリ、どのように用いら

れたか、情報源、情報が提供・売却された先、(削除の請求との関係で)どの程度の期間保持されなければならないか、開示請求をした個人についての情報が含まれます。

いつでも対応できる体制を構築

企業にとって、どこにどのようなデータがあるかを常に把握し、適時・適切に消費者からの請求に対応できる管理体制を構築することは、法を遵守するうえで妥当な第一歩です。個人情報はあらゆる場所に入り込んでおり、データの「在庫」管理の仕組みを構築するためには、マーケティングからIT、人事、仕入先の管理に至るまで、企業が情報を受け取るすべての箇所を調査する必要があります。

1. 社内で個人情報が入ってくる部門を総点検しましょう。ウェブサイトを通じてや、小売店内でのフォームの記入、郵便や電子メール、雇用の応募とその関連書類、コールセンターの記録、仕入先やサービスプロバイダ、大家やテナントから、マーケティングを通じて、監視カメラのモニターからなど、あらゆるタイプの個人情報を含みます。

2. 企業が受け取る個人情報のすべてのカテゴリを特定しましょう。個人または世帯を特定できる通常の連絡先情報、IPアドレス、保護対象分類情報(性別、民族、人種等)、生体認証情報、インターネット閲覧歴、購入しあるいは購入を検討した製品、位置情報データ、学歴および職歴の情報、プロフィール作成過程の情報など、CCPAの個人情報の定義は細部にわたります。

3. 対象となる個人情報の各カテゴリのソースを特定しましょう。これらの情報は個人から直接来ている、第三者から得た、もしくは企業がみずから得たものかもしれ

ません。

4. 対象となる個人情報の各カテゴリについて、情報収集およびデータの仕様のあらゆる目的を特定しましょう。

5. 削除の請求に適切に応じられるように、各カテゴリの情報につき、法令上保存が求められている期間を把握しておきましょう。

6. 情報へのアクセスが付与されているすべての者について、その者との契約がきちんと締結されているか、アクセスの目的は何か、その者がその情報を自身のビジネス上の目的のために使うことができるかなどを特定しましょう。

7. 対象となる情報がどこに保存されているか、どのような形態で保存されているか、またその情報を保持している担当者をはっきりさせておきましょう。

どのようなデータを保有し、どこにあるかをきちんと把握しておけば、CCPAに関連する開示情報を作成するうえでデータの在庫管理体制を活用できるでしょう。



※本コラムは一般的なケースに関する情報提供を目的としたものです。特定事例における法的アドバイスが必要な場合は、専門家に相談してください。

ピルズベリー法律事務所

1世紀以上にわたり、日本企業の事業拡大や紛争解決に助言してきたアメリカ大手法律事務所。弁護士総数700人以上。多くの日・英バイリンガルの弁護士・スタッフが日本企業に法律サポートを提供。

Tel : 212-858-1000

<https://japanese.pillsburylaw.com>

押さえておきたい バイリンガル教育のカギ

アメリカで子育てをする日本人家庭にとって、バイリンガル教育はいつの時代でも重要課題だ。日本語も英語もどちらも中途半端にしか習得できていない「セミリンガル」は昔から懸念されているが、昨今では「ゼロリンガル」と呼ばれるらしい。正しく言語を習得し、バイリンガルとして将来の道を切り開けるように、押さえておきたいポイントを専門家に聞いた。



Early
Childhood

幼児期の日本語教育は 人格形成の大事なステージ



幼 児期は、どのように過ごすかでこどもの人格形成の基盤が決まるとも大事な時期です。この時期にしっかりと取り組んでいただきたいのが、第一言語である母語を育てること。第一言語はコミュニケーションの手段だけでなく、思考力や学習力の土台にもなるものです。第一言語をしっかりと習得していな



いと、のちにお子さんの考える力が育たない可能性が生まれます。さまざまな研究でも証明されている通り、土台となる言語が中途半端だと、次に学ぶ言語も中途半端になる傾向があるのです。花にたとえてみましょう。根がしっかりしており健康に育った花は、横から芽生えた新たな花もしっかりと育ちます。中途半端にしか成長できなかった花からは、新しい芽が出てきません。言語習得もそれと同じなのです。

より多くの言葉を吸収させる

日本人の保護者であれば、お子さんの母語も必然的に日本語となるでしょう。幼

児期からいきなり英語と日本語を両方習得させるのではなく、まずは母語と母文化の基礎をしっかりと作ってあげることが大事です。幼児期に発達するのが、いわゆる日常会話で使われる生活言語。まずは話し言葉を育てます。お子さんとコミュニケーションを取るうえで心がけて欲しいのが、会話のなかにいろいろな単語をしっかりと入れること。絵本の読み聞かせや歌、リズム遊びなどを通して、自然に言葉を吸収できるようにしましょう。テレビ番組やビデオを見るのも有効です。ただ見せるだけではなく、保護者も肩を並べて、画面に出てくる単語を使って会話をしたり、お子さんに問いかけたり質問に答えたりと、キャッチボールをするようにしましょう。

5歳くらいからは、読み書きといった学習言語に入っていきます。それまでに十分な単語を吸収しておかないと、読み書きを教えても定着しません。「カメ」という単語を知らないのに書く練習をさせても、頭には入っていかないのです。音による生活言語の時代に、より多くの単語をインプットさせることがカギとなります。読み書きの練習に有効なのが、童謡を歌うこと。歌ならこどもの脳にもすんなり入っていきますし、ひらがなで書かれた童謡の歌詞を指差しながら歌うことで、日本語が読めるようになります。

日本人コミュニティがあるエリアであれば、日本人が経営するプリスクールに通わせることもできるでしょう。しかし、中西部にお住まいの場合は日本人学校がないエリアも多いので、保護者の努力が大事になってきます。幸いにも、日本には四季折々の行事が数多くあります。プリスクールに通えなくても、節分やひな祭り、こどもの日など、いろいろな行事やそれに関連する童謡などを通して、単語をインプットさせるといいでしょう。また、なるべく周辺で日本語を話す友達を見つけ、定期的に集まって日本語で会話する時間を作ることも大切です。こどもにとっては音楽のように流れる英語のほうが頭に入って来やすく、英語との2択だと日本語が負けてしまっている家庭をよく見ます。なるべく日本語に触れる機会を多く設けてあげましょう。

英語に触れる機会を与える

ある程度日本語を吸収できるようになっ



たら、英語に触れる機会も少しずつ与えていきましょう。歌は自然と耳に入ってくるので、CDを聴かせるのはおすすめです。踊りをつければ、ジェスチャーから意味を理解することもできます。また、YouTubeなどの動画を見せるのも一つの手です。今どきは絵本の読み聞かせをする動画などもあります。ポイントは、お子さんの好きなものを使って英語に触れさせること。英語を嫌いになってしまったら元も子もありません。「楽しかった、またやりたい」という思いを残してあげられるように、お気に入りの歌や、日本語で読んでストーリーを知っている本などを選びましょう。

バイリンガル教育で注意すべきこと

アメリカで生活する日本人家庭でよく見られるのが、日本語のなかに英語を混ぜて使う会話です。現地校の先生から「家でも英語を喋って欲しい」と言われることもあるでしょう。しかし、中途半端な日本語、英語で会話をする、お子さんも変な日本語、英語を覚えてしまいます。幼児の段階でしっかりと日本語の土台を築き、小学校では自信を持って英語に取り組めることが理想です。正しい言語を習得させるためには、常にきれいな日本語で会話することを徹底しましょう。お子さんが英語で話しか

けてきても、そこは譲らず日本語で返すことが、強い母語を習得するうえで重要です。ご両親のどちらかがアメリカ人、どちらかが日本人の場合は、英語は英語、日本語は日本語と、混在せずにきちっと分けて会話するように心がけてください。メリハリをつける習慣がついているこどもは、大人になってもきちんと使い分けができます。

バイリンガル教育において重要なのは、どの文化・言葉も尊重できる人間になることです。そのためには、お子さんの前でアメリカや日本の文化の悪口、ネガティブなことは言わないようにしましょう。こどもは親の言うことに影響されます。また、日本語にせよ英語にせよ、嫌いにならないようにすることが最重要です。言語の勉強を継続させるためには、好きなものを見つけ、そこから間口を広げていくと良いでしょう。

取材協力

ニューヨーク育英学園
岡本徹学園長
東京芸術大学卒。小学校教員を経てメキシコ国立大学大学院へ留学。修了後、79年にJapanese Children's Societyの設立に参画、84年に2代目学園長となる。東海岸唯一の幼小一貫教育機関として日本の学習指導要領に沿った教育を実施。全日制部門小学部の英語教育では週10時間のクロスメソッドを導入。ウィークエンドスクールやフレンズアカデミー、りんごラーニングセンターなども設立。
<https://japaneseschool.org>

学ぶ力をつける 小学生期

第

二言語の習得過程には2種類あります。3～5年間で生活言語が、5～9年間で学習言語が育成されます。学習言語とは、思考や論理的な分析ができる言語能力のこと。つまり、読み書きや文章問題、複雑な教科学習に必要な言語能力です。小学生期では、一般的に5年生までにしっかりと読み書きの能力を身につけておけば、言語力が保持しやすいといわれています。逆に読み書きの能力が十分でないと、帰国などで環境が変わったら身につけた言語力が失われていくといわれています。この時期にどれだけ基盤をしっかり作っておくかが重要なのです。

現地校か、日本人学校か

米国内のほとんどのエリアでは現地校しか選択肢がないと思いますが、日本人学校が近くにある場合、どちらに入れるか悩むご家庭も少なくありません。この場合、状況に応じた適切な学校選びが大切です。

カリフォルニア州の現地校に関していうと、保護者のいずれかの第一言語が英語ではない場合、入学する前に英語のテストを受けます。ネイティブと同等の言語力と判断されれば普通学級に入れますが、初めて駐在するご家庭であれば、レベル別に分けられた基礎英語の学級に入るケースが多いです。1、2年生の場合は要求され

る言語力が少ないので、比較的早く普通学級に移行できるでしょう。しかし、3年生以上の場合には、授業についていけないだけの英語力を習得するまでに時間がかかります。駐在が3年の場合、入学の年齢によっては、基礎英語の学級だけで帰国となるケースもあるのです。また、この時期は第一言語での学習も重要。特に低学年は学習方法や習慣を身につける学齢なので、日本語での学習が継続できるよう、ご家庭で教育方針を見定めて支援していきましょう。

一方、日本人学校では日本の学校と同じカリキュラムで授業を受けるので、帰国後の授業に遅れをとる心配はありません。英語教育に関しては学校にもよりますが、西大和学園カリフォルニア校では英語30%、日本語70%でカリキュラムを組んでいます。現地校に準じた基礎英語クラス、副教科の英語イマージョン、英検対策を行うとともに、文科省研究委託校として日本文化を英語で発信するなど、総合的に英語力を育成します。

家庭でのサポートが大切

現地校に通うこどもたちは、高学年になるとアイデンティティの確立が課題になります。価値観の差や語彙力不足により、家庭内で意思疎通が困難になることも少なくありません。重要なのは、日本人としてお子さんの核に残すべきポイントを決めておくことです。日本式の挨拶や礼儀、上下関係の概念など、最低限維持したい項目を具体化しておきましょう。また、定期的に日本語力を測ることをおすすめします。



特に学年が上がると新出漢字の数も増え、覚えにくくなるため、5年次には2学年分が習得できていない場合もあります。最低限、教科書の音読ができる力を維持するよう努力しましょう。漢字検定の模擬試験をウェブサイトからダウンロードして解いてみるのも手段の一つです。お子さんの日本語力を把握しておくことは、帰国する際の学校選びの指標になります。

英語力に関していうと、プレゼンテーションができる力をつけておくこと将来に役立ちます。学校や地域で開催されるフェア、コンテストといった行事に積極的に参加しましょう。お稽古に通ったり、発表会で舞台上に立ったり、語彙や知識を増やすために図書館を活用してさまざまな本を読んだりすることも有効です。地域で友達を作り、英語を活用する豊かな体験ができるとういでしょう。いずれにせよ、自主性を育てるためにも、お子さんが好きなことに取り組める環境作りが重要です。

取 材 協 力

西大和学園カリフォルニア校 (NAC)

平日校 小倉佳恵校長

9年間の米国駐在を経て、2000年前帰国子女センター校目黒区東山小学校教諭、2001年同区教育委員会情報教育指導員、2010年同教育委員会国際理解教育支援員。目黒区・神奈川県内約35校のALT研修・英語科研究・カリキュラム編成に関わった後、2014年NACカリキュラム改革に携わる。WebsterUni.EduTech 修士、CSUSM インターナショナルバカロレア、UCI Ext. TESL、津田塾大学科卒。
<https://www.nacus.org>



基礎が確立する中学生期 知力が広がる高校生期

中 学生頃までに、言語力の基本となる部分はすべて学びます。ですが、こどもたちを見て思うのは、言語力や人としての成長度合いは高校時代でまったく変わるということです。もちろん個体差はあります。言葉だけの意味でいえば、幼少期から中学生くらいまでが吸収できる時期。一方、高校生になると理解や知識、探究心、知的好奇心に広がりが出て、知力が大きく伸びます。弊社に通う生徒で、中3までは日本語力が十分でない子がいました。ですが、高校に入り弁論大会に出ているのを見ると、高1、高2と年を経るごとに目に見えて成長していくのが分かりました。

アメリカの大学を目指す場合、高校ではもう日本語は必要ないと思うかもしれませんが、実はそうではありません。大学受験では、個人の能力や特技をアピールする必要があります。高校生の中に補習校に通うなどして日本語での学習を継続していれば、バイリンガルの才能を育てたとレジュメに記載できるのです。また、大学を卒業した後、日系企業で働く人は多くいます。その時に、日本人のビジネスレベルで読み書きや敬語を使つての会話が確実にできる人材であれば、即戦力になるというのはいろいろな企業で言われています。一方、日本の大学を受ける場合も、帰国子女枠で入学することは簡単でも、実際に講義について

いけずアメリカに帰って来る生徒がいます。なんとか大学を卒業できても、日本の企業に入れるほどの日本語レベルがない場合もあるのです。高校生の中にどれだけ日本語での思考力、知識、理解を深められるかが、お子さんの将来を左右することになるでしょう。

あらゆる手段を考えて 言語学習のサポートを

地域によっては、通える範囲に日本語の補習校や塾がない場合もあるでしょう。昔は通信教育、今はそれに加えてオンライン受講などで勉強しやすい環境になりました。また、日本でドリルなどを買ってきて、保護者が教師となって指導するご家庭もあります。

中学・高校の年代で渡米した場合、英語が苦手、現地校の生活が不安ということももいます。英語力を上げるのに良い方法としては、現地校の先生に家庭教師をお願いすることです。学校や地域にもよりますが、アメリカでは公立の先生でもアルバイトを認められている場合があります。もし引き受けてもらえなくても、信頼の置ける知り合いで英語を教えられる人を紹介してもらおうといいでしょう。現地校では海外からの生徒を受け入れると、たとえば「ジャパンデー」などを設けて、その国の文化を学ぶ時間を作ってくることがあります。日本人という特性を生かして積極的にクラ



スの生徒と関わることで、日本に興味を持ってもらいましょう。殻を破って、草の根の日米交流にトライすることが大事です。

保護者としてできることは、現地校のボランティアや課外活動に積極的に参加すること。また、英語がネイティブではない保護者の方と友達になり、アドバイスをもらうなどして味方を作ることも必要です。その繋がりでお子さんに友達ができることもあります。積極性やサポートする姿を見せることが、お子さんにもいい影響になるでしょう。

バイリンガル教育の心構え

「こどもに将来どんな人間になって欲しいか」の明確なビジョンを描くことは重要です。それは、医者になれとか〇〇大学に入れという親のエゴを押しつけることではなく、「世界で活躍できる人」「日本に貢献できる人」など、「この子の人生はこういう風になって欲しい」という思いを持つことです。過干渉でも放任でもなく、背中を押してあげられるように、こどもとよく話をすることが大事。親が志を持って、彼らがこういう人生を生きたいかをサポートすることが第一歩となります。

取材協力

ロサンゼルス補習授業校 あさひ学園
岩井英津子専務理事

1980年代、商社駐在員として渡米。あさひ学園教員のち管理職を経て2014年から現職。2010年教育カウンセラー資格取得。

<https://www.asahigakuen.com>



日本帰国時の学校選び バイリンガルの将来の道

帰国が決まったら、 学校選びは慎重に

馬主 在員のご家庭であれば、3～5年で日本へ帰国することになるでしょう。帰国後の学校は、お子さんの状況や希望に合った所を選ぶことが重要です。小・中学生の場合、多数が公立校に入ります。公立小学校では、来年度から5・6年生は英語が必修になります。ただし、アメリカで学んだ英語をさらに向上させるような教育が受けられるかという点と難しいでしょう。なぜなら、初めて英語を学ぶ小学生を対象とした授業内容だからです。それは公立中学校もしく。やはり英語力を上げたいのなら、効果を期待できる学校を選ぶ必要があります。英語力を生かした授業が受けられる学校には、以下のようなものがあります。

帰国生専用クラス

帰国生の受け入れ校は多くありますが、特に帰国生に配慮した学校として挙げられるのが、帰国生専用クラスや英語の特別授業を設けている所です。ただし、英語圏以外からの帰国生もいるので、事前に学校のカリキュラムを調べておく必要があります。また、小学校に関しては帰国生受け入れ校に限らず、英語が必修になる前から英語教育が充実している学校もあります。

イマージョン教育

文科省認定のカリキュラムを採用し、国語以外の科目を外国語で勉強できる学校です。ここならば、現地校に近い感覚で授業を受けられるでしょう。インターナショナルスクールも同様ともいえますが、インター校は文科省認定のカリキュラムではないの

で、卒業後に日本の中学・高校・大学を受験できない可能性もあり注意が必要です。

国際バカロレア(IB)教育

国際的なリーダーを育てるための、独自のカリキュラムに沿った教育プログラムです。日本のIB認定校では文科省認定のカリキュラムを受けつつ、追加でIBプログラムの授業を受けます。高校でディプロマ(修了証)を取得すると、世界各国の大学への入学資格を得られるのです。日本語で授業する学校もあるので、英語力向上を期待するならば英語でIBプログラムを行う学校を選びましょう。



イマージョン教育やIBプログラムを採用している学校は、英語にかなり重点を置いています。数年間のアメリカ滞在で英語もそんなに伸びていない場合は、きついかもしれません。また、イマージョン教育は日本語での教育時間が短いため、日本語力が学年相応に伸びないリスクもあります。将来、有名私立校や進学校に行きたいと思った場合、受験に太刀打ちできない可能性がある所以要注意です。

企業が求める バイリンガル人材

少し前の日本なら、英語ができるというだけで外資系の企業に就職することもで



きました。しかし今はバイリンガルに加え、専門性も求められるようになってきたと感じています。というのも、大学で何を専門に学んだかで就職での明暗がはっきり分かれるのです。最近の傾向として、ビジネスや会計など実践的なことを学んだ人の就職率は良いのですが、人文系や異文化コミュニケーションなどを専攻した人は就職に苦戦しています。エンジニア、ケミストリー、バイオなど、理系全般も就職に強いようです。もう英語ができるというだけでは、企業に求められない時代なのです。

ちなみに私の娘はアメリカ育ちで、幼稚園から高等部まで補習校で日本語学習を継続しました。理系専攻でアメリカの大学を出て、アメリカの企業に就職し、今は専門性とバイリンガルのスキルを認められて東京支社に勤務しています。本当にグローバルな企業で活躍したいのなら、「これだけは誰にも負けない」と思える専門性を磨くことが大事なのです。そのためには、早いうちから将来どうしたいかを見据え、大学の学部選びを慎重に行いましょう。

取材協力

米日教育交流協議会

丹羽筆人

日本の大手予備校勤務を経て1999年に米国に移住し、各地の補習校や学習塾の講師を務める。2006年に米日教育交流協議会を設立し、海外在住子女の日本語・日本文化体験プログラムを企画運営。また河合塾帰国生コース北米事務所進学アドバイザー、名古屋国際中学校・高等学校アドミッションオフィサー、サンディエゴ補習授業校教務主任も務める。

www.ujec.org



建築デザインの先駆者

フランク・ロイド・ライトの 20世紀建築作品群

AZ・CA・IL・NY・PA・WI州

世界遺産とは●地球の生成と人類の歴史によって生み出され、未来へと受け継がれるべき人類共通の宝物としてユネスコの世界遺産条約に基づき登録された遺産。1972年のユネスコ総会で条約が採択され、1978年に第1号が選出された。2019年7月現在、167カ国で1121件(文化遺産869件、自然遺産213件、複合遺産39件)が登録されている。

2019年7月、アメリカの新たな世界文化遺産登録が決定した。20世紀を代表する米建築家フランク・ロイド・ライトが手がけた建築8作品だ。1959年、91歳の生涯を終えるまでに、彼は1000以上の作品を設計した。

彼の作品の基本概念となっているのが「有機的建築」。間仕切りのないオープンプランや外と内の境界が曖昧な空間作り、スチール材やコンクリートといった斬新な素材の活用など、自然から学び、環境との調和を目的とした概念だ。住居建築の革新的な手法が顕著に見られ、近代建築の発展に多大な影響を与えたとして高く評価された。

時代を先取りする斬新な建築物群

有機的建築の最高傑作といわれているのが、ペンシルベニア州ミル・ランにある落水荘(Fallingwater)。1939年に完成したこの住居建築は、自然の岩を使い、森と滝、川がみごとに調和した作品だ。突き出るように重なるテラス

は岩の形になじむデザイン。ガラス窓を多く取り入れ、オープンな空間にしている。ニューヨークにあるグッゲンハイム美術館(Solomon R. Guggenheim Museum)は16年かけて設計・建設され、1959年に完成した晩年の作品。螺旋状に巻いた白いリボンのようなデザインが上に向かって広がりを見せ、空から自然の光を贅沢に取り入れる。最上階から見下ろす内装は必見だ。

イリノイ州オークパークには、教会建築ユニティ・テンプル(Unity Temple)がある。コンクリート材を使った建築は当時異例で、立方体のような形も教会としては革新的だった。同州シカゴにあるロビー邸(Robie House)は、住居建築。アメリカの大草原になじむよう考案された「プレイリー様式」の代表作とされている。長方形を組み合わせ、水平を強調した外観が特徴的だ。カリフォルニア州ロサンゼルスにある住居建築ホリホック・ハウス(Hollyhock House)は、マヤやアステカ、アジア、エジプトなどさまざまな影響を受けているといわれている。



上/小川を漂うような感覚をもたらす落水荘 左下/グッゲンハイム美術館を上から見下ろす ©Solomon R. Guggenheim Foundation 右下/自然になじむ素材を使ったジェイコブス邸 ©David Heald

そのほか、ウィスコンシン州にはライトの邸宅タリアセン(Taliesin)が、アリゾナ州には別邸タリアセン・ウェスト(Taliesin West)がある。これらは彼の自邸であるとともに、教育施設や工房、共同住宅などを併設しており、今も建築学校としてライトの意思を引き継いでいる。また、ウィスコンシン州のジェイコブス邸(Herbert Jacobs House)は、低価格の小規模な「ユーソニアン住宅」の最初の作品として知られる。

ライトの作品群は、内部公開やツアーを実施している所も多い。ユニークなデザインは建築好きだけでなく、誰でも楽しめるはず。まずは家の近くから、ライトの作品めぐりを始めてはいかが？

遺産プロフィール

フランク・ロイド・ライトの20世紀建築作品群
The 20th-Century Architecture of Frank Lloyd Wright
登録年 2019年
遺産種別 世界文化遺産
<https://franklloydwright.org>

文/齋藤春菜●物流会社で営業職、出版社で旅行雑誌の編集職を経て渡米。思い立ったら国内外を問わずふらりと旅に出るは、その地の文化や人々、景色を写真に収めて歩く。世界遺産検定1級所持。



ついに摘発！ アメリカでの出産は違法!?

近年、アメリカへ旅行して、アメリカ国内で出産する妊婦さんが増えてきました。それにともない、外国人の出産をサポートする斡旋業者やマタニティツアー会社が増えています。2019年1月に、連邦検察官と出入国税関執行局(ICE)により、こういった出産斡旋業者に関与する個人20名が起訴されました。ICEのプレスリリースによると、移民詐欺、マネーロンダリング、所得税申告の不正行為など、さまざまな違反で起訴されています。

生地主義により、アメリカで産まれた子どもは両親の国籍に関係なく、アメリカ国籍を取得できます。子どもがアメリカで教育を受けられる、またアメリカ国籍の子どもによって将来親も永住権を取得できるという理由により、アメリカでの出産を決意する方が多くなってきたようです。中国人の「カリフォルニア出産」、ロシア人の「フロリダ出産」が増加していますが、日本人女性には「ハワイ出産」が人気のようです。

では、外国人がアメリカで出産することは違法なのでしょうか？ 妊婦がアメリカへ旅行したり、アメリカで出産したりすること自体は違法とはいえません。しかし、出産するためにアメリカへ来るにも関わらず、



妊婦であることや出産する予定を隠したり、ESTAや観光ビザを利用して入国目的を「観光」と偽ったりすることは違法です。つまり、入国審査やビザ審査で嘘をつくことは、不正行為とみなされます。また、病院代を支払わずに出産後に帰国してしまった人や、訴訟を避けるために逃亡した外国人も多く、深刻な問題となっています。

今回の摘発は、中国人の出産の斡旋会社が多いカリフォルニア州で行われました。20名が起訴されましたが、多くは逮捕前に中国へ逃亡したため、実際逮捕につながったのはたったの4名です。逮捕された一人は斡旋会社の運営者であり、彼女はわずか2年間で中国から300万ドルの送金を受けていました。彼女が保有する210万ドルの豪邸、ベンツ4台、預金100万ドル以上はすべて押収されました。

斡旋会社は、ビザの取得方法や入国審

査をパスする方法、また入国後の妊婦や家族の滞在先、病院・医師を探すサポートをし、約4万〜8万ドルの費用を請求していたようです。また、カリフォルニア州のロサンゼルス空港では入国検査が厳しいため、ラスベガスやハワイ等の観光地から「旅行者」として入国するよう指示していました。厳しい入国審査を避けるためにハワイ経由で入国し、ホノルルのトランプホテルに泊まると虚偽した妊婦もいました。

アメリカ政府は、このようなビジネスにより、多くの子どもが自動的にアメリカ市民権を取得し、いつでもアメリカへの入国が可能となることで、国家安全保障のリスクも発生すると見えています。

※本コラムは顧客からの質問を一般的なケースに書き換えたものであり、読者への情報提供を目的としたものです。特定事例における法的アドバイスが必要な場合は、専門家に相談してください。

Aina Law Office

移民法を専門に永住権申請、非移民・移民ビザ、市民権などあらゆるケースを扱っています。また、米国進出に伴う会社設立をはじめ総合的なお手伝いをします。弁護士、スタッフともに日本語で、迅速に丁寧にに対応致します。お気軽にお問い合わせください。

www.ailovisas.com
 弁護士 ミチコ・ノーウィッキ
 Email: info@ailovisas.com
 フリーダイヤル: 888-917-AILO (2456)
 Tel: (808)380-3075



デザイン制作サービス

忙しい皆様にかわって、弊社で承ります。お気軽にご相談ください。



STS Innovation, Inc. Email: sales@usfi.com